

## 【児童関係施設】(定員一人当たり単価)

### 1. 社会福祉施設の耐震化整備

<本体工事>

下の単価に定員数を乗じて算出した額

単位:千円

	基準額(定員1人当たり)			
	A地域	B地域	C地域	D地域
	青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県	栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・大分県
児童相談所一時保護所	4,830	4,620	4,370	4,160
助産施設	7,260	6,930	6,610	6,280
乳児院	5,950	5,690	5,400	5,110
母子生活支援施設	18,180	17,310	16,460	15,580
児童養護施設	7,490	7,130	6,770	6,440
情緒障害児短期治療施設 (通所部加算)	3,370	3,200	3,040	2,880
児童自立支援施設 (通所部加算)	10,560	10,070	9,560	9,070
婦人相談所一時保護所	7,600	7,220	6,860	6,500
婦人保護施設	10,130	9,670	9,180	8,690

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※一部改築のように定員のすべてが工事にかからない場合、総定員数を工事にかかる定員で除した基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕については、次のいずれかで最も低い方の価格を基準とすること。

- (1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り
- (2) 民間工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り

<解体撤去工事、仮設施設整備工事>

下の単価に定員数を乗じて算出した額

単位:千円

	基準額(定員1人当たり)	
	解体撤去工事	仮設施設整備工事
児童相談所一時保護所	220	400
助産施設	360	660
乳児院	210	370
母子生活支援施設	760	1,370
児童養護施設	320	580
情緒障害児短期治療施設 (入所、通所)	370	690
児童自立支援施設 (入所、通所)	460	820
婦人相談所一時保護所	210	390
婦人保護施設	440	790

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※一部改築のように定員のすべてが工事にかからない場合、総定員数を工事にかかる定員で除した基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

## 財政上の特別措置

区分	対象施設の種類	補助率		
		公立施設の場合	民立施設の場合	
		基金	基金	都道府県・指定都市、中核市
沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	救護施設、更生施設、宿所提供施設、障害者支援施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設(入所)、知的障害者更生施設(入所)、知的障害者授産施設(入所)	—	2/3	1/6
	乳児院	2/3	2/3	1/6
	助産施設、母子生活支援施設	3/4	3/4	1/8
	重症心身障害児施設	—	8/10	1/10
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条第3項に規定する公害防止対策事業として行う場合	知的障害児施設、盲ろうあ児施設(入所)、 肢体不自由児施設(入所)、重症心身障害児施設、 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、 情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設	5.5/10	5.5/10	2.5/10
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	救護施設、 障害者支援施設(生活介護又は自立訓練を行うものに限る)、 知的障害児施設、盲ろうあ児施設(入所)、 肢体不自由児施設(入所)、重症心身障害児施設	—	2/3	1/6
	乳児院、情緒障害児短期治療施設	2/3	2/3	1/6
	地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	救護施設、 障害者支援施設(生活介護又は自立訓練を行うものに限る)、 知的障害児施設、盲ろうあ児施設(入所)、 肢体不自由児施設(入所)、重症心身障害児施設	—	2/3
	乳児院、情緒障害児短期治療施設	2/3	2/3	1/6

## 7 その他

- (1) 耐震改修又は耐震補強のための整備は、施設入所者の安全性を確保する観点から、建築後の経過年数、老朽度等を重視した整備に努めること。
  
- (2) 財産処分の承認の取扱い  
「厚生労働省所管一般会計補助金に係る財産処分について」（平成20年4月17日社援発0417001号により行うこと。

# スプリンクラー整備事業

## 1 目的

消防法施行令の一部改正に伴い、火災発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設について、スプリンクラーの設置が義務づけられたこと等に伴い、社会福祉施設等に入所している方々の安全を確保するため、スプリンクラー整備を図ることを目的とする。

## 2 事業内容

既存施設のうち、延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の対象施設及び延べ面積1,000㎡以上の平屋建の施設に対しスプリンクラー整備を図るものである。

## 3 対象施設

- (1) 延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の施設及び延べ面積1,000㎡以上の平屋建の施設  
救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)、肢体不自由児施設(通所施設を除く。)、重症心身障害児施設、障害者支援施設、肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、内部障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設(通所施設を除く。)、知的障害者更生施設(通所施設を除く。)、知的障害者授産施設(通所施設を除く。)、知的障害者通勤寮、短期入所事業所
- (2) 延べ面積275㎡以上の施設で障害者自立支援法に定める「障害程度区分」4以上の者が利用する施設  
共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、福祉ホーム、精神障害者福祉ホームB型(「障害程度区分」4以上と同等の者)

#### 4 補助要件

- (1) 消防法施行令及び同法施行規則に定める設備、設備基準及びこれらに準じた措置に基づいて設置すること。
- (2) スプリンクラー整備が設置困難で、その代替としての性格を有するパッケージ型屋内消火栓設備が整備されている場合を除く。

#### 5 補助基準（事業費ベース）

- (1) 延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の施設  
1㎡あたり 18,000円以内
- (2) 延べ面積1,000㎡以上の平屋建の施設  
1㎡あたり 34,000円以内

#### 6 補助対象面積

施設の延べ面積を上限として都道府県が必要と認めた面積とする。

#### 7 その他

スプリンクラー整備が以下の理由により困難な場合は、パッケージ型屋内消火栓設備を設置することを認め、同様の取り扱いとすること。

ア 水源やポンプ室等の設置が土地の制約上困難な場合

イ 建物の構造上配管工事が困難である場合

ウ スプリンクラー整備の設置工事により、入所者処遇等に相当な困難が生じることが認められる場合

エ その他上記以外にスプリンクラー設備の設置が相当困難と認められる場合

## 〇〇（都道府）社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（参考例）

### （設置の目的）

第一条 地震や火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、〇〇（都道府）県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

### （基金の額）

第二条 基金の額は、〇〇（都道府）県が交付を受ける社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の額とする。（注）

（注）その他以下のような案も考えられる。

案1 基金の額は、予算で定める額とする。

案2 基金の額は、予算で定める額の範囲内で都道府県知事が定める額とする。

### （管 理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### （運用益の処理）

第四条 基金の運用から生じる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

### （繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### （処 分）

第六条 基金は、〇〇（都道府）県又は市町村が、社会福祉施設等の耐震化整備事業及びスプリンクラー整備事業のための財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

### （委 任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

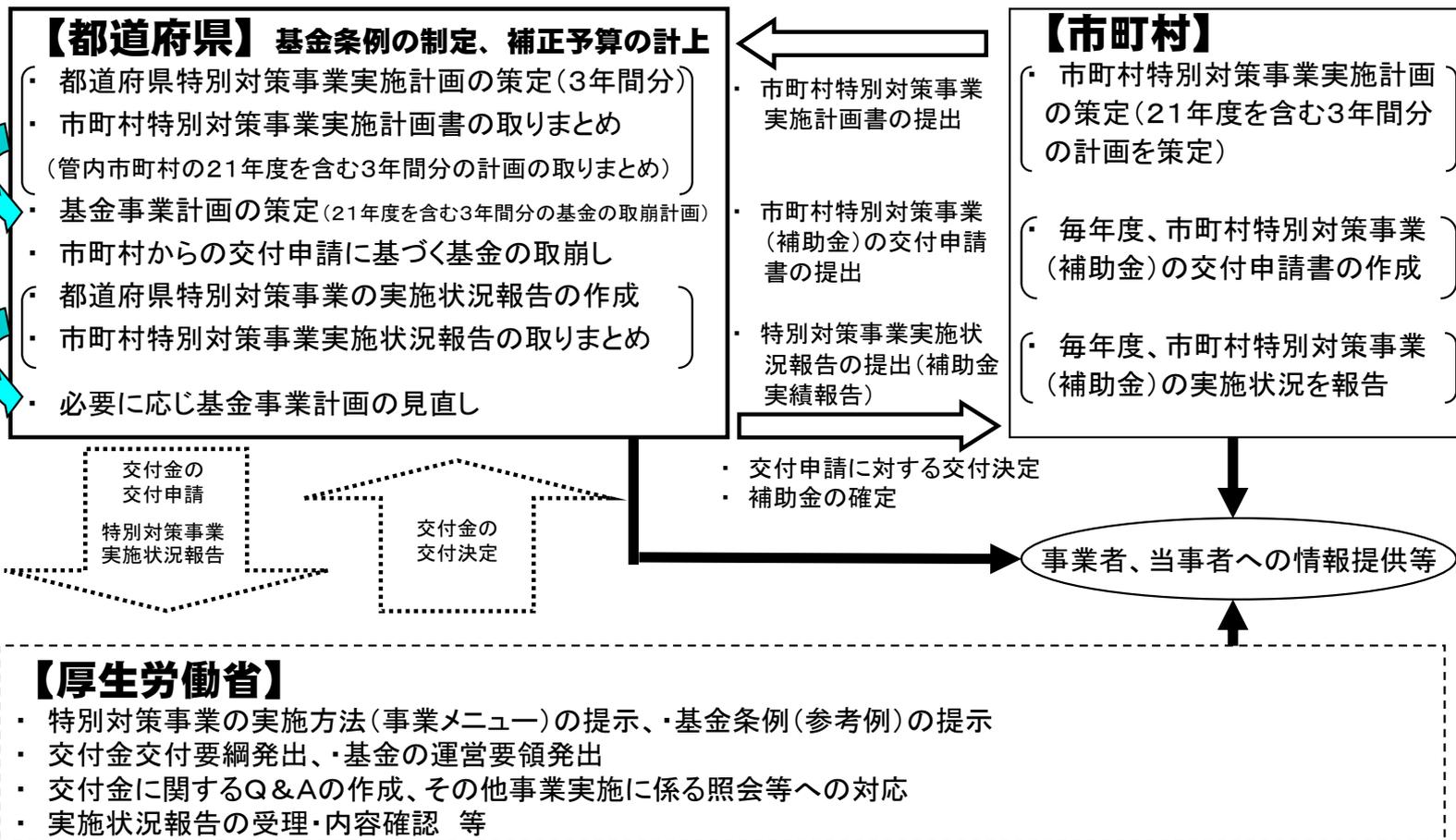
#### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### （この条例の失効）

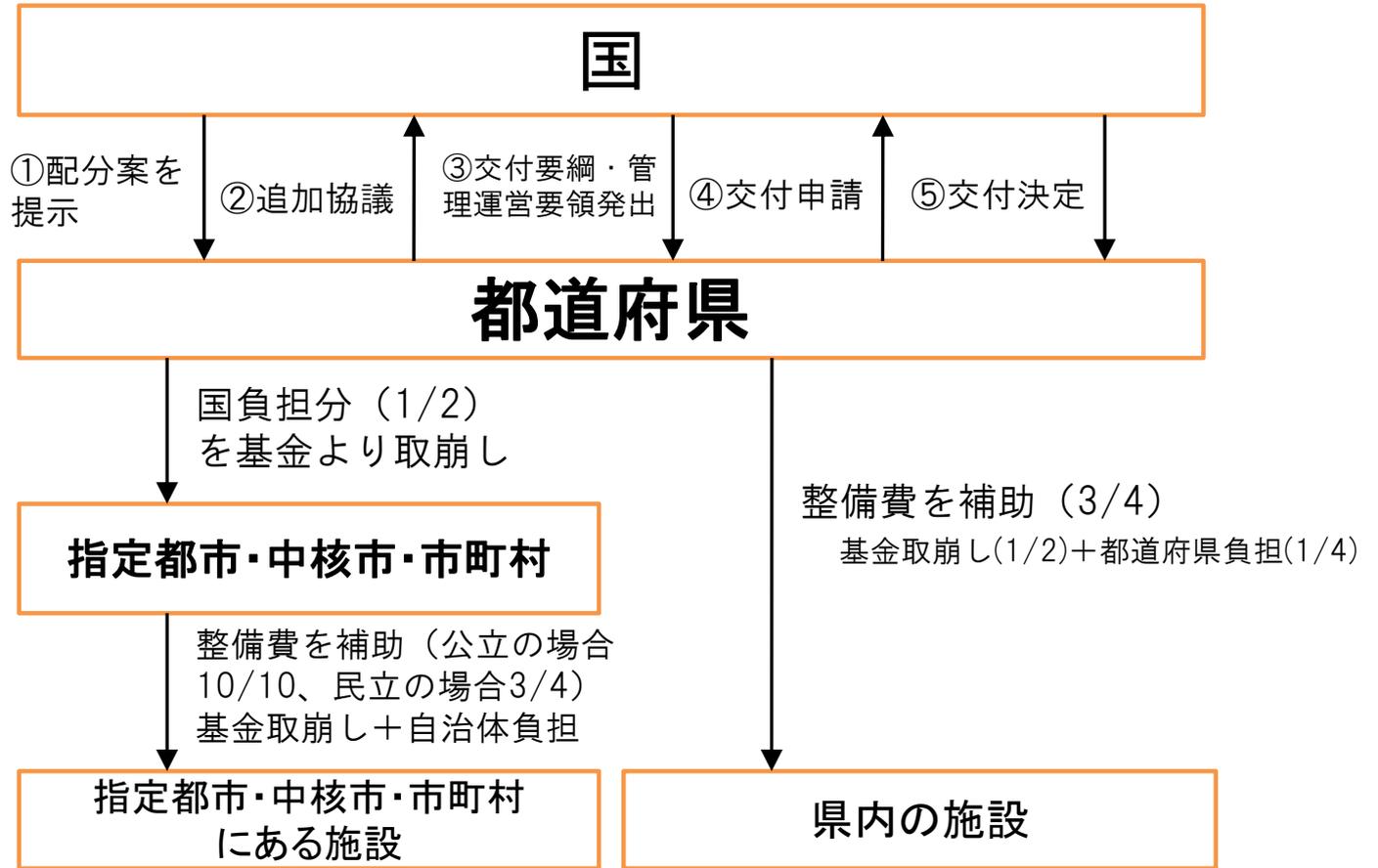
2 この条例は、平成二十四年三月三十一日まで対象となる第六条の事業の実施に基づく精算に係る日までに限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

# 社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の 実施に係る事務の流れ（案）



※ここでいう「市町村」とは、指定都市、中核市、市町村をいう。

### 1 3 事務の流れ



# 都道府県、指定都市、中核市、市町村が策定する 特別対策事業実施計画

※ 平成21年度内に特別対策事業実施計画を策定

事業名	21年度	22年度	23年度	計
1. 耐震化整備事業分	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
2. スプリンクラー整備事業分	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円

# 都道府県が策定する基金事業計画

- ※1 都道府県は、都道府県の特別対策事業実施計画及び管内市町村(指定都市、中核市を含む。)から報告された市町村特別対策事業実施計画に基づき、平成21年度中に基金事業計画を策定
- ※2 都道府県は、前年度の実施状況報告及び当該年度の交付申請等を勘案し、必要に応じて基金事業計画を変更

事業名	21年度	22年度	23年度	計
(都道府県事業分)	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
(指定都市事業分) (中核市事業分) (市町村事業分)	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円